1 はじめに

今回、既に意見具申を行った案件に加え、今年度下期の残りの案件である、事前評価案件4件、再評価案件2件、再々評価2件及び事後評価案件1件の計9件についての意見具申を行うものである。

なお、審議にあたっては、委員会審議を全て公開するとともに、府民意 見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別紙[P6]のとおりである。

3 審議結果

(1) **事前評価対象事業**(別表参照[P8-11])

府営住宅建替事業の【**遠里小野住宅**】【瓜破2丁目住宅】【枚方三栗住宅】及び【東大阪島之内住宅】については、いずれも「事業実施は妥当」 と判断する。

- ・ これらの事業はいずれも老朽化の著しい中層耐火住宅として、大阪府 府営住宅ストック総合活用計画において事業優先順位が高いことを確認 した。
- ・ また、建替にあたっては、府営住宅が地域のまちづくりに貢献できるよう、歩道や緑地の整備、雨水調整池の設置や周辺住民も利用可能な広場やプレイロットの確保など、団地ごとの特性に応じた整備計画となっていることを確認した。
- ・ なお、「良好なコミュニティの形成」や「地域のまちづくりへの貢献」 といった府営住宅建替の基本方針が個別の建替事業により幅広く反映されるよう、一層の努力を重ねられたい。また、これまで本委員会で府営住宅建替事業について指摘した事項については、「事前評価論点整理表・府営住宅(13~16 年度)」として別途とりまとめられているので、今後ともその内容に留意して取り組まれたい。

(2) 再評価対象事業(別表参照[P12-13])

土地区画整理事業の【水と緑の健康都市特定土地区画整理事業】については、「事業継続は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、国道 423 号バイパスや第二名神高速道路の整備に併せて、 北摂地域の交通網を確立するとともに、近年の地価動向や北摂地域にお ける住宅需要動向等を踏まえ、周辺の豊かな自然を活かした住宅地を供 給するものである。事業実施にあたっては、事業地内に生息するオオタ カの保全方策の実施、事業採算性の点検結果に基づく大幅な事業費縮減 や都市計画の変更など、社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜事業計画の 見直しが行われてきていることを確認した。
- ・ なお、本事業は 90%を超える地権者に仮換地指定をしており、また、 民間事業者と P F I 事業契約を締結するなど、平成 19 年の幹線道路の開通や宅地分譲等の開始に向けた取組が進められているところである。一方、本事業の関連事業として国が進めてきた余野川ダム事業については、 平成 17 年 7 月に「当面実施しない」とする国の方針が示されたところである。今後、余野川ダム事業が休止された場合、本事業に様々な影響が及ぶことが考えられることから、調整池やダム予定地の良好な管理等について適切な対策が講じられるよう、国と十分協議を進められたい。

府営住宅建替事業の**【岸和田大町住宅**】については、変更後の計画内容に基づく「事業継続は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、既に着手している簡易耐火住宅(365 戸)の建替計画を一部変更し、完成後に実施を予定していた中層耐火住宅(115 戸)の建替を併せて総数 480 戸を一体的に整備するものであり、当初計画からの大幅な変更を理由として、今回再評価の対象としたものである。
- ・ 変更後の計画内容は、事業期間が概ね6年程度短縮し、また、事業費が1.5億円程度削減できるなど、簡易耐火住宅と中層耐火住宅を一体的に整備する効果が高いことを確認した。
- ・ また、土地の高度利用を図ることによって、地域福祉に貢献する施設 や地域の活性化につながる公共施設等に活用できる用地の面積が広くな るため、より多様なまちづくりへの可能性が広がることを確認した。
- ・ なお、本事業は当初計画と比較すると一部の住棟でより高層化が図られることから、今後、入居者や周辺地域の理解が得られるよう十分配慮しながら協議を進められたい。また、本事業の実施に伴い生み出される用地の活用にあたっては、地域のまちづくりへの貢献を目指し、積極的に取り組まれたい。

(3) 再**々評価対象事業**(別表参照[P14-15])

漁港整備事業の【**小島漁港整備事業**】及び【**深日漁港整備事業**】については、残事業費の縮減を図っていくことを条件に「事業継続は妥当」であると判断する。

なお、本委員会として審議を通じて明らかにした指摘事項や要望事項等 について、以下のとおり付記しておく。

- ・ これらの事業は、平成 12 年度に実施した再評価において、「全体として事業の必要性を精査するとともに、国庫補助制度を活用して、懸案の地域整備も含めた複数の目的を一体的に実現していくことが効果的であると考えたところであり、今後、府において財政状況も踏まえつつ効率的な事業遂行に努めていかれることを前提として、「事業継続」と判断した」ものである。
- ・ また、大阪府においては本委員会の意見具申を踏まえ、「財政状況を 勘案し、コスト縮減に努めるなど効率的な事業進捗を図るとともに、埋 立造成後に整備される各施設については、それぞれの設置目的、受益者 の範囲などを勘案し、適切な事業主体や費用負担について検討していく」 との対応方針がとりまとめられたものである。
- ・ 今回、再評価以降の状況の変化やこの間の大阪府の対応状況などを中心に審議したところ、地震・津波対策として別途必要な対策が検討されているほかは、事業を取り巻く社会経済情勢に大きな変化はないことを確認した。一方、この間、府において事業内容の一部について事業主体の見直しが行われていることは確認したが、いずれの事業も再評価時点から事業費が増加しており、当時の意見具申や府の対応方針に即した取組がなされているとはいえない状況にある。
- ・ この点について、事業費が増加することの予見可能性と今後更なる事業費縮減の可能性の2点に絞って審議を行った結果は次のとおりである。まず、事業費が増加するとの予測は、再評価時点においても十分予見できたと考えられるにもかかわらず、それを本委員会に適切に明示されなかった。その結果、こうした事態に至っているということについては、再評価時点において評価制度が未だ導入時であったことや国庫補助制度上の制約があったという諸般の事情を一定考慮したとしても遺憾であるといわざるを得ない。今後、府においてこうした事態が生じないよう、これまでの事業の進め方について反省を求めるとともに、事業費が変動する可能性が予見できる場合には、必ず評価を実施する時点で明示され

るよう要望する。

また、これら2事業は、平成16年度末時点で既に70%程度進捗し、残り3年程度で完成する予定である。残る事業の削減可能性については、関係者を含めて改めて検討がなされた結果、撤去予定の防波堤を残すなど本来必要となる機能には影響を与えない範囲で、具体的な事業費縮減が可能であることが明らかとなったことから今回「事業継続」の条件として付加することとする。

(4) 事後評価対象事業 (別表参照[P16])

事後評価は当該事業の効果やコストなどを事後的に点検し、当初計画と 比較・分析した結果を類似の新規事業の計画策定・事業の効率化等に活か していくことを主な目的としており、このような観点からオアシス整備事 業の【久米田池地区】について審議を行った。

- ・ 本事業は、当初計画と比較すると事業費の増加や事業期間の延長は認められるものの、農業用水の確保及び災害の防止を目的とするハード面の改修については概ね所期の目的を達成していることを確認した。
- ・ また、ため池を取り巻く親水空間の整備による訪問者の増加やボランティアによる清掃活動が行われるなど、本事業が目指すため池を拠点とした住民同士の交流や地域の活性化といったソフト面の効果も発揮されていることを確認した。
- ・ また、本事業を含むため池オアシス整備事業は、事業完成後は農業者 や地域住民等が連携しながら自主的に施設の維持管理を行っていくこと を目指している。これに即して、今後、同種事業を計画立案する場合に おいては、地域への引継ぎがより円滑になされるよう、ハード面だけで はなく、完成後の利用や維持管理方法などについても計画段階から十分 に協議を行っていく予定であることを確認した。
- なお、本事業の審議を通じて次の意見が出された。
 - ・ 当該施設を利用している府民の意見は事後評価を行う上で重要であると考えられることから、インターネット等を通じたアンケートを実施することも検討してはどうか。
 - ・ 計画どおりの効果が発揮されている事例は広く情報を共有・発信し、 類型が異なる他の事業においても参考となるように連携を行うべき ではないか。また、事後評価を行うにあたっては、計画どおり事業が 進まなかったものや事業効果が思わしくないものなど、様々なケース

の事業も評価対象として選定していくべきではないか。

・ 今後、これらの意見も踏まえながら、事後評価制度の充実に向けた取 組を進められるよう要望する。

4 結び

今年度、本委員会を終えるにあたって、以下のことについて付言してお く。

本委員会においては、審議案件数の増加に伴い、審議をより重点的に行うため、これまで委員会の開催回数を増加するとともに、可能な限り案件を絞り込み、審議を行ってきたところである。

しかしながら、未だ件数の絞込みは十分ではなく、1件当たりの審議に 要する時間を十分確保しにくいのが実情である。

本委員会がより効率的かつ重点的に審議を行うためには、審議案件の一層の絞込みが必要であると同時に、議論の重複を避けるために過去の評価事例で出された意見や論点を適宜確認できるような工夫も必要である。

また、年間を通じた上期・下期の審議案件数のバランスを確保するとと もに、委員会運営全般についても一層の改善が必要であり、府においては こうした諸課題について改めて検討がなされるよう要望する。